

●香川県告示第202号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき道路の区域を次のように変更し、同項の規定に基づき告示する。

その関係図面は、香川県土木部道路課において、平成30年7月20日から同年8月10日まで一般の縦覧に供する。

平成30年7月20日

香川県知事職務代理者

香川県副知事 西 原 義 一

- 1 道路の種類 県道（一般）
- 2 路線名 西植田高松線（156号）
- 3 道路の区域

区 間	変 更 前後別	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)	備 考
高松市六条町字貢339番1地 先から	前	5.4~7.4	125	交通安全施設工事による 交差点改良
高松市六条町字中筋335番地 先まで	後	11.0~17.2	125	